株式会社レンタルブティックひろ 代表取締役 山 ロ 朋 宏 様

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理 事 長 榎 彰 德

【連絡先(事務局)】担当:西島

〒540-0033 大阪市中央区石町1丁目1番1号天満橋千代田ビル

TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730

メールアドレス info@kc-s.or.jp

ホームページ http://www.kc-s.or.jp

貴社の貸衣装契約約款について (申し入れの終了のご通知)

当団体は、貴社に対し、貴社の貸衣装契約における「ご契約のお取り消しについて」と題する取消料を定めた以下のような契約書約款に関し、2010年 (平成22年)3月29日付けでお問い合わせをしておりました。

記

貴社と顧客とのあいだで締結される結婚式に着用するウェディング用衣装のレンタル契約(以下「本件貸衣装契約」といいます)における消費者の都合による解約(以下「取り消し」と言います)の場合の「取り消し料」を申し受ける旨の約款

## (概要)

① 契約日~挙式日30日前まで 契約金額の30%

② 挙式日29日前~同10日前まで 同40%

③ 挙式日9日前~同2日前まで 同50%

④ 拳式前日 同80%

その後、貴社とは下記のような協議を重ねてきました。

2010年4月19日 貴社担当者と面談

5月24日 貴社担当者及び代理人吉田肇弁護士との面談

5月31日 代理人吉田肇弁護士からの回答書受領

8月11日 当団体からの再度の問い合わせ書の送付

9月10日 貴社担当者及び代理人吉田肇弁護士との再度の面談

これらのやりとりの中で、貴社からは、2010年9月10日、当団体の指摘を取り入れ、以下の概要で約款を改善するとの回答をいただきました。

いくつかの条項については当団体と意見を異にする部分がありますが、当団体として、貴社が新約款を作成し改善をはかったことを評価し、当団体の改善申し入れに対して意見を異にすることを理由に改善をはかられなかった部分についても、差止訴訟を行うに至らないと判断し、申し入れを終了することにしましたので、お知らせします。

なお、申し入れの終了によって、貴社の約款を当団体が承認したものではないことを念のため付言いたします。

記

- 第1 貴社の契約成立後のキャンセルに関して改訂されるとした約款の概要
  - 1 契約日から8日以内であれば、挙式日からさかのぼっての日数の長短にかかわらず、キャンセル料は徴収しない。また、キャンセル日が挙式日からさかのぼって10ヶ月を超える場合にも同様である。
  - 2 契約日から9日以降のキャンセルについては、キャンセル日が挙式日から遡って10か月以内の場合、レンタル料金に一定の比率をかけたキャンセル料を徴収する。この場合のキャンセル料率は以下のとおり。
    - ① 挙式日当日のキャンセル ・・・100%のキャンセル料
    - ② 挙式日前日のキャンセル ・・・ 80%のキャンセル料

- ③ 挙式日2日前から9日前までのキャンセル
  - ・・・ 50%のキャンセル料
- ④ 挙式日10日前から29日前までのキャンセル
  - ・・・ 40%のキャンセル料
- ⑤ 挙式日30日前から10か月前までのキャンセル料
  - ・・・ 30%のキャンセル料
- 第2 上記変更後の約款についての、当団体の評価及び見解
  - 1 まず、上記変更後の約款について、契約日から8日以内のキャンセルについて、キャンセル料を徴収しない扱いとされたことは、評価できると考えます。

また、従前と比較して挙式日から10ヶ月以上さかのぼってのキャンセルについてキャンセル料を徴収しない扱いとした点についても、期間の相当性は置くとしても一定の評価はできると考えます。

2 しかしながら、当団体としては、以下の点については、なお改善の余地があるものと思料いたします。

すなわち、

- ① 挙式日から10ヶ月前からのキャンセルについてはキャンセル料を徴収するとしている点は、消費者に対して長期間にわたり当該契約による拘束をするものであって、必ずしも合理的でないと考えます。従前指摘させていただいたように、現実のレンタル商品が挙式日の当日前後や衣装合わせの日に他の利用ができないといった拘束以上の損害が貴社に生じるとは考えにくいからです。
- ② また、キャンセル料がレンタル料金の30%からとされている点についても、平均的な損害の観点からすれば、実費での損害(衣装合わせ等のための駐車場の確保にかかる費用や、クリーニング代)以外に損害が生じているとは考えにくいのであり、この見地からすれば合理性に乏しいと考えられます。
- 3 以上の点からすれば、貴社の約款についてはなお改善の余地があるもの と当団体は考えております。

また、更に重要な点は、契約締結勧誘及び契約締結に際しては、かかる 約款を消費者に明示して周知していただくことが必要であると考えます。 このことが消費者の自由な選択を確保することになるのみならず、貴社に おいて、消費者の見地から契約を見直す体制をアピールすることにもなる からです。

以上をもって、当団体は、貴社に対する申し入れを終了させていただきますが、当団体が貴社の約款を承認したものではなく、今後、新たに、貴社の約款や契約締結勧誘行為等に関する苦情等があれば、別途対応させていただくことがあることを念のために付言いたします。

以上